

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付について定めるとともに、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れをすることができることとする必要がある。このため、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正することとする。

一 金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付

預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日前において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができることとする。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 15 条の 2 関係)

二 金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ

預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができることとする。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 15 条の 3 及び第 18 条関係)

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

(附則関係)